

国 税 の 取 扱 い と の 比 較

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりである。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価(償却)の方法	一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率	○建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年度4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度額 (償却可能限度額)	取得価額の5/100 (取替資産、鉱業用坑道を除く)	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	(平成19年3月31日以前取得) 合算評価(改良費と改良を加えられた減価償却資産の取得価額を合算して評価) (平成19年4月1日以後取得) 原則区分評価(一部合算評価)
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満)	損金算入したものは課税対象とならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	損金算入可能(法人税法施行令133、所得税法施行令138)
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	損金算入したものは課税対象とならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	3年間で損金算入可能(法人税法施行令133の2、所得税法施行令139)
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象となる	損金算入可能(租税特別措置法28の2、67の5)